

令和6年10月1日

利用団体各位

山形県飯豊少年自然の家指定管理者
株式会社 飯豊町地域振興公社
代表取締役 加藤泰典

山形県飯豊少年自然の家大浴場利用条件について(通知)

謹啓 仲秋の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当所の大浴場は他施設に比べ規模が大きく、運営費の増加に伴い、利用ガイドに「入浴について」につきまして、**令和7年度から**下記のように修正させていただきますので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。

記

【令和6年度までの取り扱い】

※施設運営上、少人数利用の場合シャワー対応もしくは入浴できないことがあります。



【令和7年度以降の取扱い】

※施設運営上、利用人数10名未満の場合、原則として入浴できません。シャワーのみの利用となる場合があります。ただし、利用人数10名未満であっても、他団体等との合計人数が10名以上となった場合は、入浴が可能となります。また、日程調整等により入浴が可能となる場合もありますので、研修担当にご相談ください。

以上、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白